

「所得税の達人」操作研修会

2018年9月～10月

INDEX

「所得税の達人（平成29年分版）」機能改善・追加内容と操作説明

1. 「所得税の達人」バージョンアップの目的
2. バージョンアップ前・後の比較
3. 「入力用帳票」を利用した入力方法
4. その他の収入の入力方法（一時、雑（その他）など）
5. インポート・エクスポート機能

「電子申告の達人」機能改善

「電子申告」に関する今後予定されている変更等の内容と業務への影響

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上
2. e-Tax利用の簡便化
3. セキュリティ強化

「所得税の達人（平成29年分版）」 機能改善・追加内容と操作説明

1. 「所得税の達人」バージョンアップの目的

【目的】

以下の対応を目的として、バージョンアップを行っています。

- ・ 帳票間連動の強化による利便性の向上と入力（反映）漏れリスクの低減
- ・ 入力手順の均一化、入力しやすい帳票画面による作業効率の向上
- ・ 大量明細データをExcel や CSVで取込むことによる作業効率の向上

【対応内容】

入力方法の追加

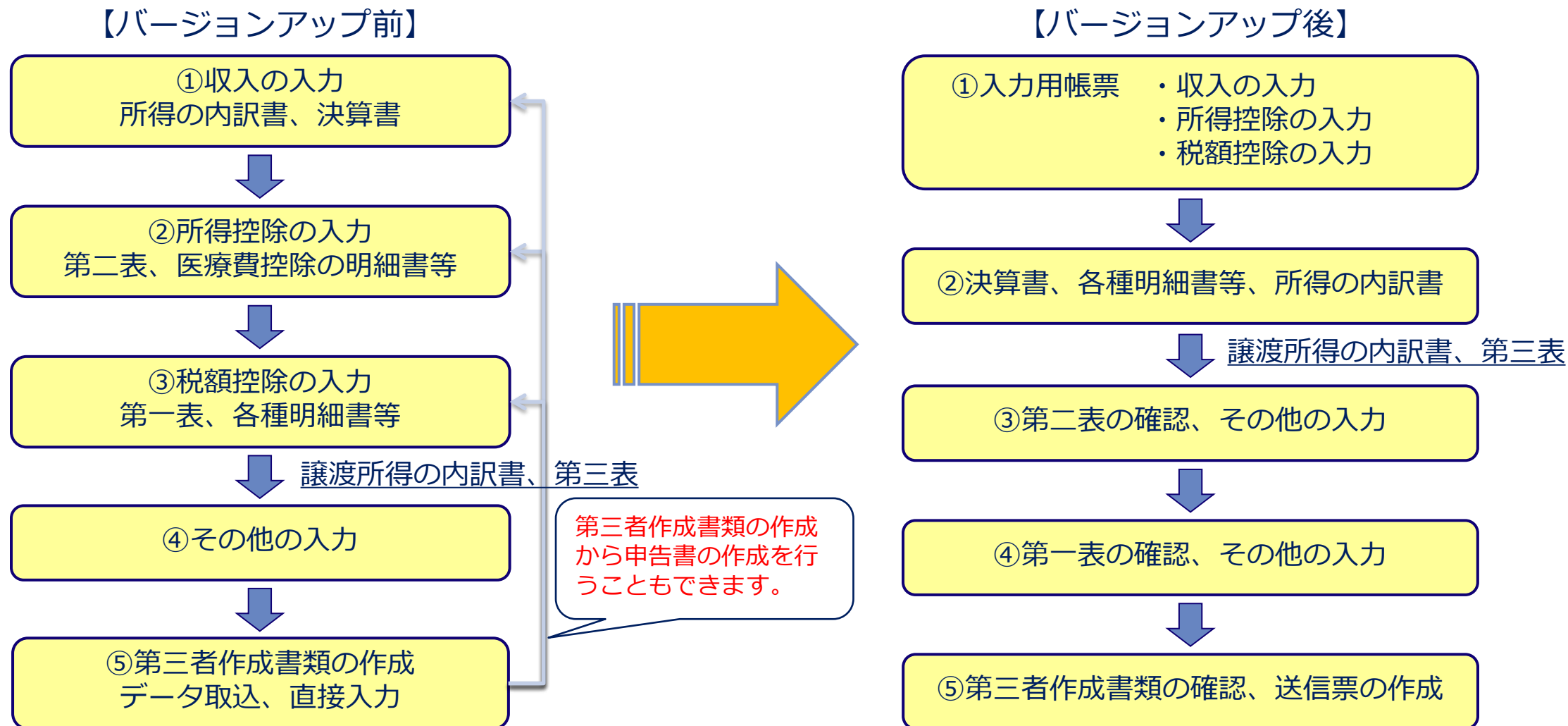
⇒ 従来の入力方法に加え、新たな入力機能として「入力用帳票」を追加

インポート／エクスポート機能の拡張

⇒ 基本情報と帳票上の入力項目を、Excel形式及びCSV形式でインポート／エクスポートできる機能を追加

2. バージョンアップ前・後の比較

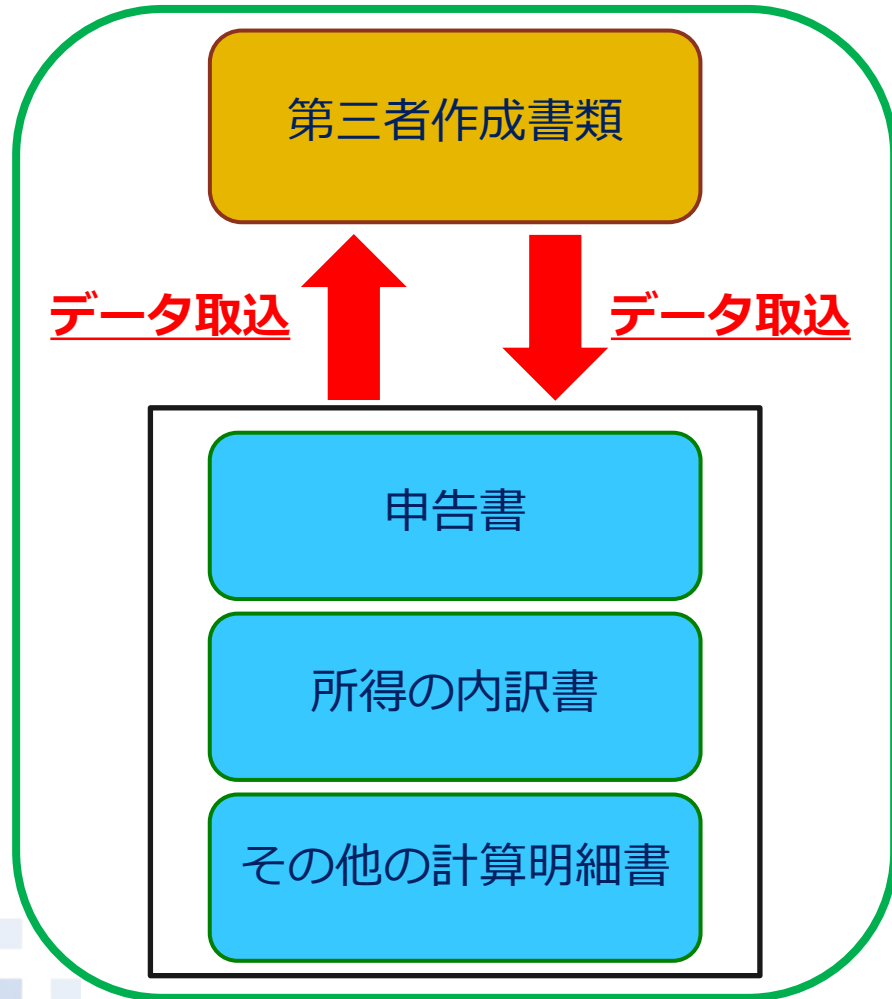
1. 申告書作成の流れ



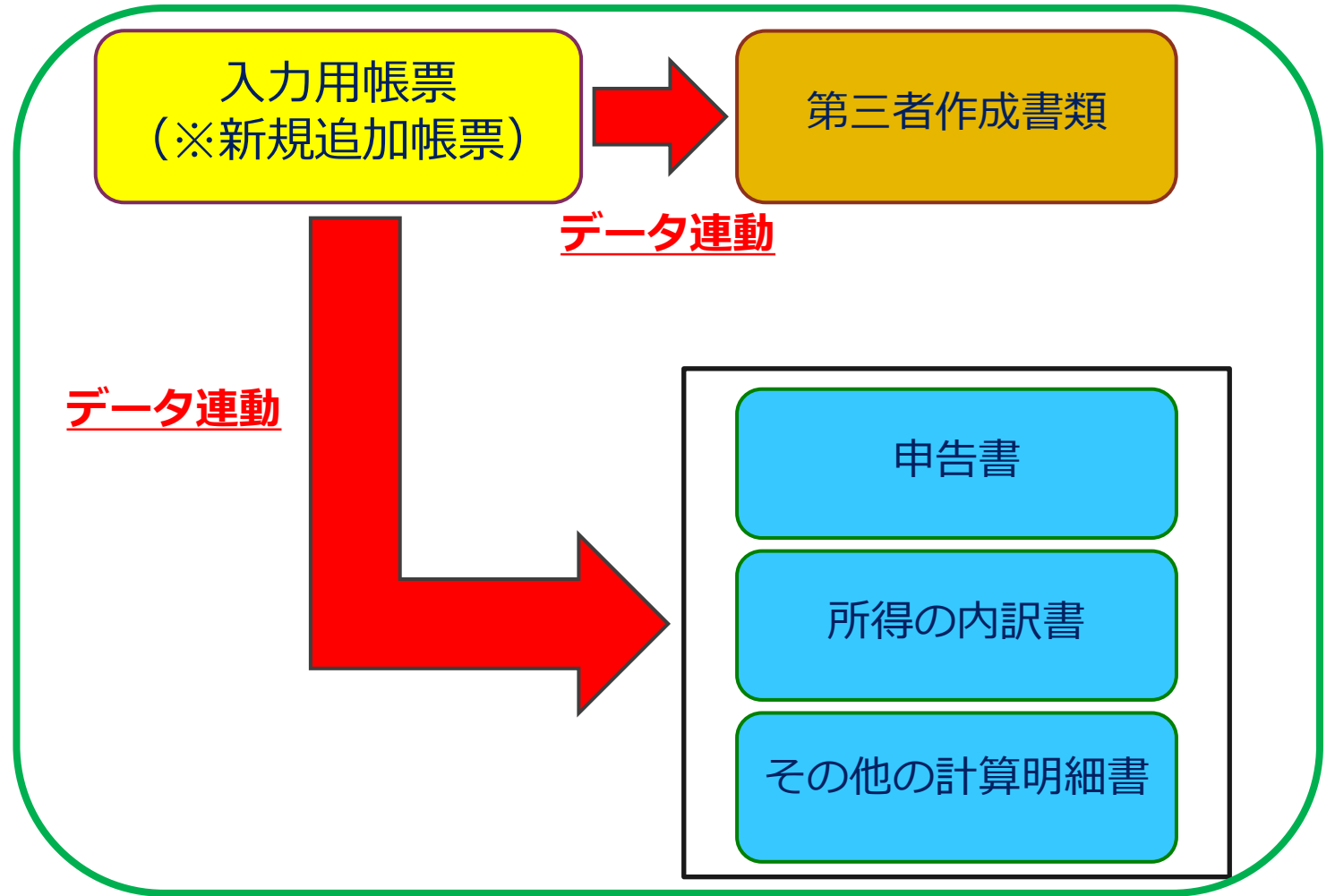
2. バージョンアップ前・後の比較

2. 申告データ連動イメージ

【バージョンアップ前】



【バージョンアップ後】



3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

1. 入力用帳票一覧

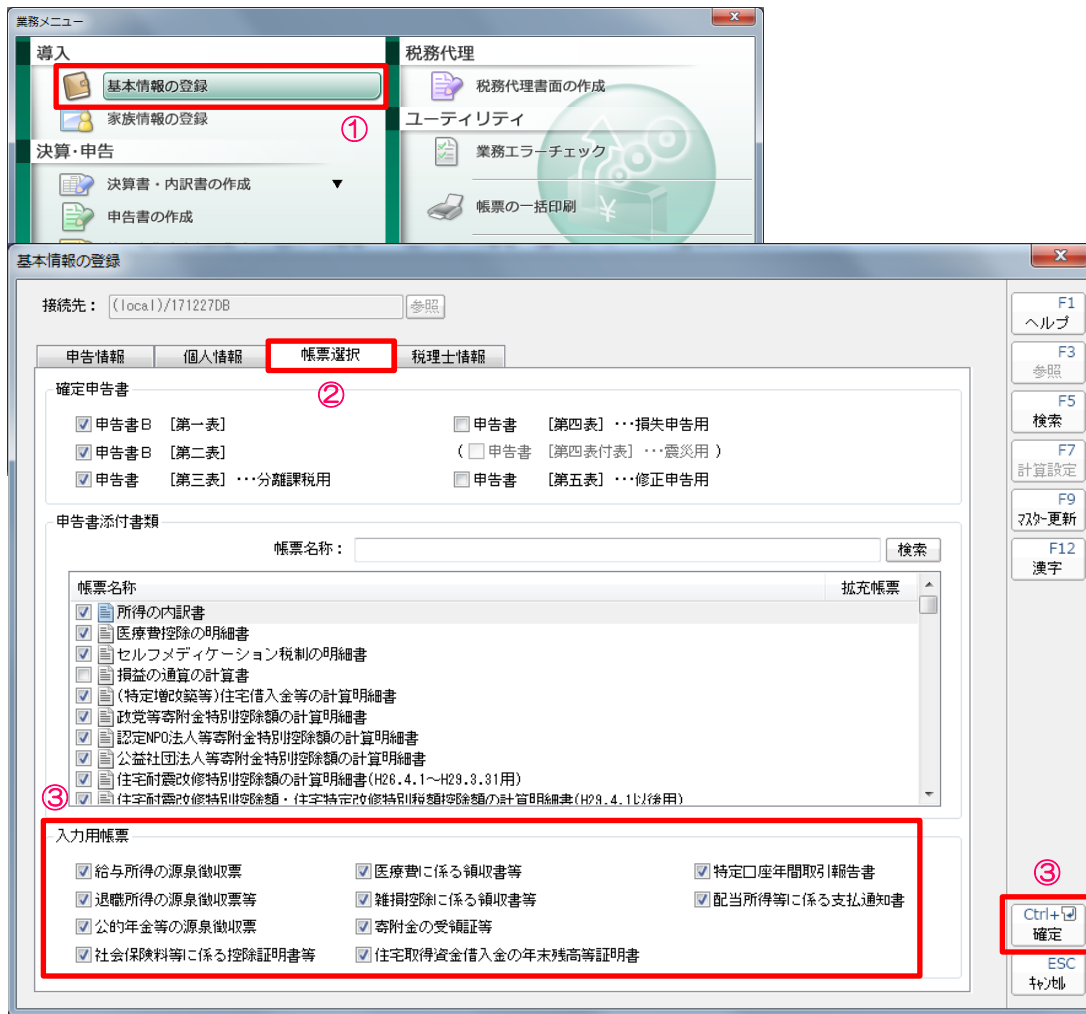
「第三者作成書類の記載事項」をイメージした以下の入力用帳票をご用意しました。

- ① 【入力用】 給与所得の源泉徴収票
- ② 【入力用】 退職所得の源泉徴収票等
- ③ 【入力用】 公的年金等の源泉徴収票
- ④ 【入力用】 社会保険料等に係る控除証明書等
- ⑤ 【入力用】 医療費に係る領収書等
- ⑥ 【入力用】 雑損控除に係る領収書等
- ⑦ 【入力用】 寄付金の受領証等
- ⑧ 【入力用】 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書
- ⑨ 【入力用】 特定口座年間取引報告書
- ⑩ 【入力用】 配当所得等に係る支払通知書

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

2. 設定方法

- ・「入力用帳票」の選択



① 「基本情報の登録」をクリック

② 「帳票選択」タブを選択

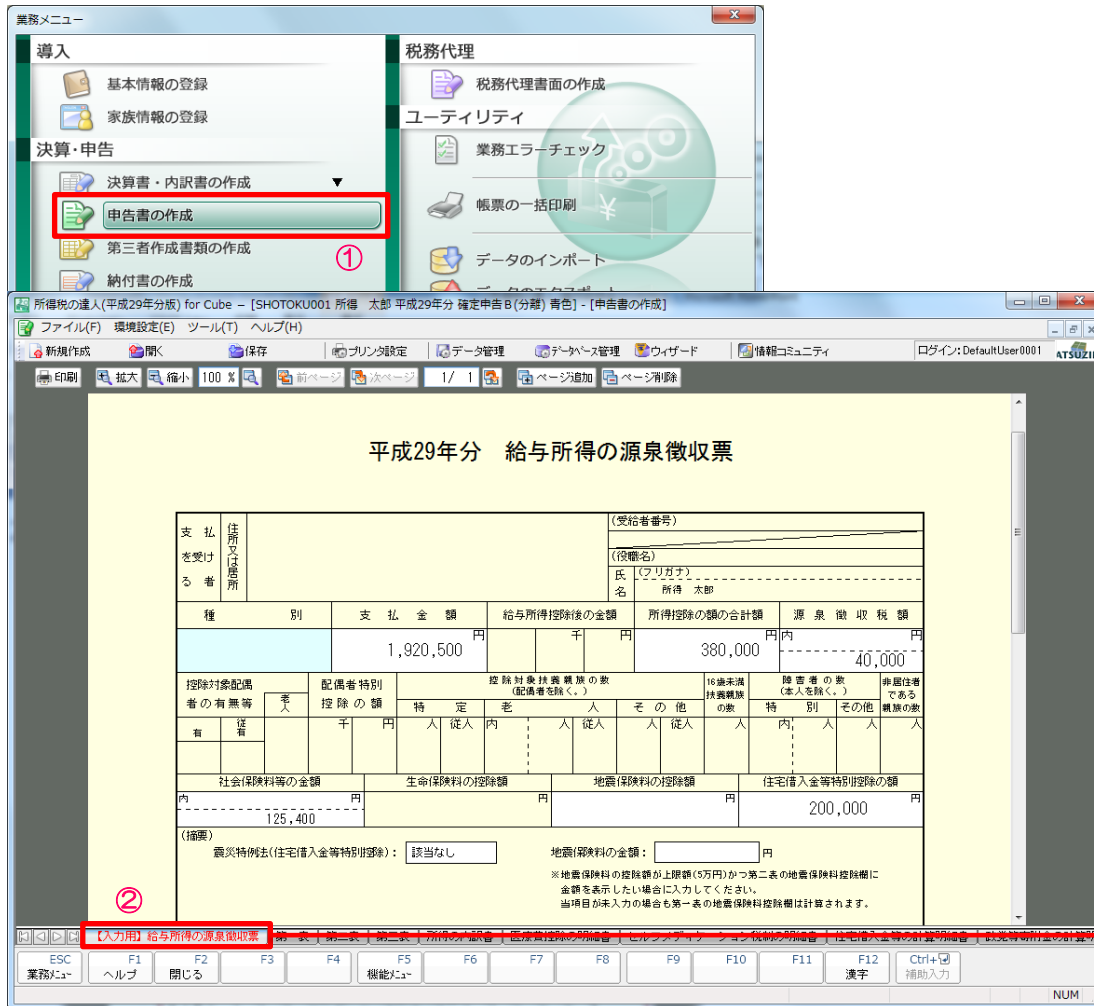
③ 「入力用帳票」から入力する帳票を選択し、「確定」をクリック

※入力用帳票で選択した帳票と対になる第三者作成書類は、自動で作成されます。

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

2. 設定方法

- ・「入力用帳票」の表示



① 「申告書の作成」をクリック

② 選択した入力用帳票が、申告書の作成画面のタブの先頭に追加されます。

【入力用帳票タブ】

【入力用】給与所得の源泉徴収票

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【給与所得の源泉徴収票】

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ)	所得 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料	1,920,500		380,000
			源泉徴収税額
			40,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数
有 証者	特 定 人 従 内	老 人 従 内	障 害 者 の 数 (本人を除く)
	千 円 円	人 人 人 人	特 別 者 其 他 親 族 の 数
			人 人 人 人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円	円	円	円
125,400			200,000
震災特例法(住宅借入金等特別控除): 該当なし		地震(保険料)の金額: 円	
※地震保険料の控除額が上限額(5万円)かつ第二表の地震保険料控除欄に金額を表示したい場合に入力してください。当項目が未入力の場合も第一表の地震保険料控除欄は計算されます。			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
	円	円	円
			新個人年金保険料の金額
			旧個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除適用款	居住開始年月日 (1回目)	平成 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)
			住
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日 (2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
	円	平成 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
			住宅借入金等特別控除区分(2回目)
控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	国民年金保険料等の金額
			100,000
			旧長期損害保険料の金額
			円
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都墨田区〇〇町1-2-3	
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社	
		(電話) 03 - 1111 - 2222	

赤枠の部分を入力
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ 所得の内訳書へ
種別、支払金額、源泉徴収税額、支払者
- ・ 第二表へ
社会保険料等の金額、地震保険料の金額、生命保険料の金額の内訳、国民年金保険料等の金額、旧長期損害保険料の金額
- ・ 第三者作成書類(給与所得の源泉徴収票の記載事項)へ
種別、支払金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、住宅借入金等特別控除の額の内訳、国民年金保険料等の金額、支払者
- ・ 【入力用】社会保険料等に係る控除証明書等へ
社会保険料等の金額、生命保険料の金額の内訳、地震保険料の金額、旧長期損害保険料の金額

青枠の「震災特例法(住宅借入金等特別控除)」、「住宅借入金等特別控除区分」は、該当する項目を選択

震災特例法

該当なし
適用期間の特例
重複適用の特例

Enter
確定

ESC
キャンセル

住宅借入金等特別控除区分

表示内容 詳細

該当なし

住 住宅借入金等特別控除の特例

住 住宅借入金等特別控除の特例

認 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除

増 バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

増 省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

増 多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

震 震災特例法の住宅の再取得に係る住宅借入金等特別控除

住(特) 住宅借入金等特別控除(特定取得)

認(特) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除(特定取得)

増(特) バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除(特定取得)

増(特) 省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除(特定取得)

Enter
確定

ESC
キャンセル

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票】

平成29年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	平成 年1月1日の住所				
	氏名 (役職名) 所得 太郎				
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
	所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	20,000,000 円	502,842 円	990,000 円	660,000 円
	所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第320条の6第1項第2号適用分				
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日	
1,080 万円		24 年	平成 05 年 04 月 01 日	平成 29 年 03 月 31 日	
(摘要) 障害退職: <input checked="" type="checkbox"/> 該当		(内)特定役員分:			
		収入金額: 10,000,000 円			
		勤続期間: 平成25年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日			
		重複期間: 平成25年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日			
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都墨田区〇〇町1-2-3			
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社 (電話) 03 - 1111 - 2222			

赤枠の部分を入力
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

・ 第三表へ

支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額、退職所得控除額、勤続年数、特定役員分（収入金額、勤続・重複期間）、支払者

・ 第二表へ

支払金額、源泉徴収税額、支払者

・ 第三者作成書類（退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載事項）へ

支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額、退職所得控除額、勤続年数、就職年月日、退職年月日、支払者

・ 青枠の「障害退職」は、該当する項目を選択

・ 青枠の「就職年月日」「勤続期間」「重複期間」は、元号を選択し日付を入力

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【公的年金等の源泉徴収票】

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	所得 太郎	生年 月 日	1明治	2大正	3昭和	4平成
区分	支払金額		源泉徴収税額				
法第203条の3第1号適用分	774,200		0				
法第203条の3第2号適用分							
法第203条の3第3号適用分							
法第203条の3第4号適用分							
本人	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の金額	
特別障害者	その他の障害者	特別障害者	一般	老人	特定	老人	その他
控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族			
(フリガナ) 氏名	区	(フリガナ) 氏名	区	(フリガナ) 氏名	区		
(摘要) 種目: 国民年金		(フリガナ) 氏名	区	(フリガナ) 氏名	区		
法人番号							
支払者	所在地	東京都港区〇〇1-1-1					
	名称	厚生労働省	電話番号	03	-	5321	-
						1234	

赤枠の部分を入力
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ [所得の内訳書](#)へ
支払金額、源泉徴収税額、種目、支払者
- ・ [第二表](#)へ
社会保険料の金額
- ・ [第三者作成書類（公的年金等の源泉徴収票の記載事項）](#)へ
支払金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額、支払者

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【社会保険料等に係る控除証明書等】

平成 29 年分 社会保険料等に係る控除証明書等
氏名 所得 太郎

○社会保険料

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収票のとおり	393,062 円		
国民年金	547,110 円		
その他			
合計	940,172 円		

○小規模企業共済等掛金

種 類	支払掛金
源泉徴収票のとおり	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	100,000 円
企業型年金・個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する掛金	
合計	100,000 円

○生命保険料

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収票のとおり		源泉徴収票のとおり	100,000 円
〇〇〇〇	204,000 円	旧生命保険料	200,000 円
合計	204,000 円	合計	300,000 円

○地震保険料等

地震保険料		旧長期損害保険料	
保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収票のとおり		源泉徴収票のとおり	
〇〇〇〇	25,000 円		
合計	25,000 円	合計	

赤枠の部分を入力

入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

・ 第二表へ

社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

・ 第三者作成書類（社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項）へ

社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

※青枠の「源泉徴収票のとおり」の金額は、「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」より連動されます。

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【医療費に係る領収書等】

平成 29 年分 医療費に係る領収書等

氏名 所得 太郎

1 医療費通知に関する事項

(1) 被保険者の氏名等	(2) 医療費通知に記載された医療費の額	(3) (2)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
	円	円	円
合 計	円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細書

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
合 計			円	円

3 医療費に係る使用証明書等(おむつ証明書など)

証明年月日	証明書の名称	証明者の名称 (医療機関名等)
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

赤枠の部分を入力
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ 医療費控除の明細書へ
医療費通知に関する事項（被保険者の氏名等除く）、医療費（上記1以外）の明細書
- ・ 第三者作成書類（医療費に係る使用証明書等の記載事項（おむつ証明書など））へ
医療費に係る使用証明書等（おむつ証明書など）

・ 青枠の「医療費の区分」は、該当する項目を選択

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【雑損控除に係る領収書等】

平成 29 年分 雑損控除に係る領収書等

氏名 所得 太郎

○ 損害の内訳

番号	損害区分	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害等に関連したやむを得ない支出
1	<input checked="" type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 盗難・横領	火災	平成29年05月01日	建物	1,000,000	720,000	280,000
2	<input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 盗難・横領		年 月 日				
3	<input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 盗難・横領		年 月 日				
合 計					1,000,000	720,000	280,000
差引損失額のうち災害関連支出の金額の計							280,000

○ 災害等に関連したやむを得ない支出の内訳

対応する番号	支払年月日	支払先の所在地・名称	金額
1	平成29年06月10日	所在地 千葉県市川市〇〇3-3-3 名称 〇〇建設株式会社	280,000
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
	平成 年 月 日	所在地 名称	
合 計			280,000

○ 被害届け受理証明書または災証明書など

証明年月日	証明書の名称	証明者の名称（発行機関名等）
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

赤枠の部分を入力
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ 第二表へ
損害の内訳（損害区分を除く）
- ・ 第三者作成書類（雑損控除に係る領収書等の記載事項）へ
災害等に関連したやむを得ない支出の内訳（対応する番号を除く）、被害届け受理証明書または災証明書など

- ・ 青枠の「損害区分」「対応する番号」は、該当する項目を選択
「損害年月日」は、元号を選択し日付を入力

損害区分

該当なし
災害
盗難・横領

Enter 確定
ESC キャンセル

番号選択

番号 損害の原因
1 火災

Enter 確定
ESC キャンセル

年月日

平成 29 年 05 月 01 日

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【寄附金の受領証等】（1面）

平成 29 年分 寄附金の受領証等				
氏 名 所得 太郎				
所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	210,000 ^円	都道府県、市区町村	円
政党等寄附金	税額控除	100,000	住所地の共同基金会、日赤支部	90,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	150,000	条例指定(都道府県)	370,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	100,000	条例指定(市区町村)	120,000

1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成29年03月25日	所在地 名称 ○○県	条例指定：都道府県・市区町村分	80,000 ^円
平成29年03月25日	所在地 名称 ○○市	条例指定：都道府県・市区町村分	40,000
平成29年05月15日	所在地 名称 日本赤十字社○○支部	住所地の共同基金会、日赤支部分	90,000
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		

赤枠の部分を入力します。
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ 第二表へ
特定寄附金の内訳（2～5に掲げる寄附金を除く。）
- ・ 第三者作成書類（寄附金の受領証等の記載事項）へ
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

・ 青枠の「控除区分」「住民税区分」は、該当する項目を選択

控除区分

所得控除
税額控除

Enter 確定
ESC 転じ

住民税区分

該当なし
住民税控除対象外
都道府県、市区町村分(ふるさと納税)
住所地の共同基金会、日赤支部分
条例指定：都道府県・市区町村分
条例指定：都道府県分
条例指定：市区町村分

Enter 確定
ESC 転じ

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【寄附金の受領証等】（2面）

2 政党等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成29年06月05日	所在地 名称 ○○党		100,000 円
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
合 計			100,000 円
3 認定NPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成29年07月10日	所在地 名称 ○○会	条例指定：都道府県分	150,000 円
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
平成 年 月 日	所在地 名称		
合 計			150,000 円
4 公益社団法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成29年10月20日	所在地 名称 ○○公益法人	条例指定：都道府県分	100,000 円
平成 年 月 日	所在地 名称		
合 計			100,000 円
5 認定NPO法人等以外のNPO法人等寄附金の内訳			
寄附先の名称		住民税区分	金額
△△会			10,000 円

(1) 税額控除の場合

- ・ [政党等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
政党等寄附金の内訳
- ・ [認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
認定NPO法人等寄附金の内訳
- ・ [公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
公益社団法人等寄附金の内訳
- ・ [第三者作成書類（寄附金の受領証等の記載事項）](#)へ
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

(2) 所得控除の場合

- ・ [第二表](#)へ
政党等寄附金の内訳、認定NPO法人等寄附金の内訳、公益社団法人等寄附金の内訳
- ・ [第三者作成書類（寄附金の受領証等の記載事項）](#)へ
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書】

平成29年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2年目以降用)

連動設定: 住宅借入金等の計算明細書へ転記する	
住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 氏 名 所得 太郎
住宅借入金等の内訳	<input type="checkbox"/> 1 住宅のみ <input type="checkbox"/> 2 土地等のみ <input checked="" type="checkbox"/> 3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高 20,000,000 円 当初金額 平成 25 年 04 月 01 日 30,000,000 円
償還期間又は賦払期間	平成 <input type="text" value="25"/> 年 <input type="text" value="04"/> 月から 平成 <input type="text" value="55"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月まで の <input type="text" value="30"/> 年 <input type="text" value=""/> 月間
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	円
(摘要) 借入金の連帯債務者: 無し	控除の対象となる住宅借入金等の年末残高: 10,000,000 円 <small>※住宅借入金等の借換えをした場合で、借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額が借換え直前の住宅借入金等残高を上回る場合に入力してください。</small>
証 明 年 月 日	平成 <input type="text" value="29"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日
住宅借入金等に係る 債権者等の所在地・名称	達人銀行 大手町支店

赤枠の部分を入力します。

入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

- ・ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (1面) へ
住宅借入金等の内訳、住宅借入金等の金額の「年末残高」
- ・ (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書へ
住宅借入金等の金額の「年末残高」
- ・ 第三者作成書類 (住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項) へ
住宅借入金等の内訳、住宅借入金等の金額、償還期間又は賦払期間、証明年月日、所在地・名称

・ 青枠の「連動設定」「住宅借入金等の内訳」「借入金の連帯債務者」は、該当する項目を選択

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【特定口座年間取引報告書】（譲渡部分）

平成29年分 特定口座年間取引報告書

上場株式等の配当の課税区分： **総合課税**

※特定口座年間取引報告書の配当及び配当所得等に係る支払通知書の「1 上場株式配当等の支払通知書」の配当、「2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書」、「3 配当等とみなす金額に関する支払通知書」の課税区分を選択してください。

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ 氏名	所得 太郎	勘定の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 1 保管 <input type="checkbox"/> 2 信用 <input checked="" type="checkbox"/> 3 配当等
前回提出時の住所又は居所	生年月日			口座開設年月日 平成 27・05・14
				源泉徴収の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)

源泉徴収税額(所得税)	0 円	株式等譲渡所得割額(住民税)	0 円	外国所得税の額	円
譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)		
上場分	1,900,000 円	2,119,000 円	-219,000 円		
特定信用分					
合計	1,900,000	2,119,000	-219,000		

青枠の「課税区分」「勘定の種類」「源泉徴収の選択」は、該当する項目を選択

課税区分

総合課税

分離課税

Enter 確定

ESC キャンセル

勘定の種類

1 保管

2 信用

3 配当等

Enter 確定

ESC キャンセル

源泉徴収の選択

選択なし

有

無

Enter 確定

ESC キャンセル

赤枠の部分を入力します。
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

(1) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成している場合

・ 所得の内訳書へ(★)
譲渡区分の「上場分」「特定信用分」、源泉徴収税額(所得税)、金融商品取引業者等

・ 第二表へ(★)
株式等譲渡所得割額(住民税)

・ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(2面)へ
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額

・ 第三者作成書類(特定口座年間取引報告書の記載事項)へ(★)
「上場株式等の配当の課税区分」以外

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成していない場合
上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・ 第三表へ
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

・ 確定申告書付表(1面)(2面)へ
差引金額

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【特定口座年間取引報告書】（配当部分）

(配当等の額及び源泉徴収税額等)					
種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	30,000円	4,594円	1,500円		
⑤特定株式投資信託					
⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託 (④、⑤及び⑥以外)					
⑦オープン型証券投資信託					
⑧国外株式又は国外投資信託等					
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	30,000	4,594	1,500		
⑩公社債					
⑪社債的受益権					
⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託 (⑩及び⑪以外)					
⑬オープン型証券投資信託					
⑭国外公社債等又は国外投資 信託等					
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
⑯譲渡損失の金額	-219,000			(摘要)	
⑰差引金額 (⑨+⑮-⑯)	249,000			配当等の額の内訳	
⑱納付税額		4,594	1,500	特定証券投資信託 (外貨建以外) [5%]	
⑲還付税額 (⑨+⑮-⑱)		0	0	特定証券投資信託 (外貨建) [2.5%]	
				配当控除対象外の配当等:	
金融商品	所在地 千代田区001-2-3			[0%]	
取引業者等	名称 乙証券会社 株式販売店 (電話) 03 - 7777 - 7777			剰余金の配当等: [10%]	30,000円
				負債の利子:	

赤枠の部分を入力します。
入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

(1) 上場株式等の配当の課税区分が「分離課税」の場合

・ 所得の内訳書へ (★)
配当等の額⑨ + ⑮、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額、所在地・名称

・ 第三表へ
配当等の額⑨ + ⑮、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額、名称

・ 確定申告書付表 (1面) へ
配当等の額、名称

・ 第三者作成書類 (特定口座年間取引報告書の記載事項) へ (★)
(適用) 以外

(2) 上場株式等の配当の課税区分が「総合課税」の場合
上記 (1) の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが
反映されます。

・ 第一表へ
配当等の額⑨、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額

青枠の「名称」「負債の利子」は、
該当する項目を入力

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【配当所得等に係る支払通知書】 (1)

平成 29 年分 配当所得等に係る支払通知書

氏 名 所得 太郎

上場株式等の配当の課税区分: **分離課税**

*配当所得等に係る支払通知書の「1 上場株式配当等の支払通知書」の配当、「2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書」、「3 配当等とみなす金額に関する支払通知書」及び【特定口座年間取引報告書】の配当の課税区分を選択してください。

総合課税		分離課税	
配当等又は利子等の金額	円	配当等又は利子等の金額	40,000 円
源泉徴収税額	円	源泉徴収税額	6,126 円

1 上場株式配当等の支払通知書

課税区分 配当利子区分 配当等の種類	支払者の名称及び 支払の取扱者の名称	配当等又は 利子等の金額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	負債の利子 外貨建資産割合 非株式割合	株数又は 支払年月
分離課税	支払者名称 上場建設株式会社	40,000 円	6,126 円	1,000 円	3,000 円	
配当等	支払取扱者名称					年月
剰余金の配当等	支払者名称					
	支払取扱者名称					年月

2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

課税区分 配当等の種類	支払者の名称及び 支払の取扱者の名称	収益の 分配金額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	負債の利子 外貨建資産割合 非株式割合	株数又は 支払年月
	支払者名称					
	支払取扱者名称					年月
	支払者名称					
	支払取扱者名称					年月

3 配当等とみなす金額に関する支払通知書

課税区分 配当等の種類	支払者の名称及び 支払の取扱者の名称	配当等とみ なされる金額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	負債の利子	株数又は 支払年月
	支払者名称					
	支払取扱者名称					年月
	支払者名称					
	支払取扱者名称					年月

赤字の部分を入力します。

入力したデータが、下記の帳票に反映されます。

(1) 上場株式等の配当の課税区分が「分離課税」の場合

・ 所得の内訳書へ (★)

支払者の名称及び支払の取扱者の名称、配当等又は利子等の金額・収益の分配金額・配当等とみなされる金額、源泉徴収税額 (所得税)、負債の利子、支払年月

・ 第二表へ (★)

株式等譲渡所得割額 (住民税)

・ 第三表へ

支払者名称、配当等又は利子等の金額・収益の分配金額・配当等とみなされる金額、源泉徴収税額 (所得税)、負債の利子

・ 確定申告書付表 (1面) へ

支払者名称、配当等又は利子等の金額・収益の分配金額・配当等とみなされる金額、負債の利子

・ 第三者作成書類 (配当所得等に係る支払通知書の記載事項) へ (★)

支払者の名称及び支払の取扱者の名称、配当等又は利子等の金額・収益の分配金額・配当等とみなされる金額、源泉徴収税額 (所得税)、外貨建資産割合、非株式割合

(2) 上場株式等の配当の課税区分が「総合課税」の場合

上記 (1) の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・ 第一表へ

支払者名称、配当等又は利子等の金額・収益の分配金額・配当等とみなされる金額、源泉徴収税額 (所得税)、負債の利子

3. 「入力用帳票」を利用した入力方法

3. 帳票別の入力と反映先

【配当所得等に係る支払通知書】（2）

4 非上場株式配当等の支払通知書						
課税区分	支払者の所在地・名称・電話番号及び支払の取扱者の名称	配当等の金額	源泉徴収税額 (所得税)	負債の利子	外貨建資産割合 非株式割合	株数又は 支払年月
	所在地 名称 電話番号	円内 円	円	円		年月
	所在地 名称 電話番号					年月

赤枠の部分を入力します。

- ・ 所得の内訳書△
支払者の名称、配当等の金額、源泉徴収税額（所得税）、支払年月
- ・ 第一表△
支払者の名称、配当等の金額、源泉徴収税額（所得税）、負債の利子

青枠の「課税区分」「配当利子区分」「配当等の種類」は、該当する項目を選択

課税区分

総合課税
分離課税

Enter 確定
ESC キャンセル

配当利子区分

該当なし
配当等
利子等

Enter 確定
ESC キャンセル

配当等の種類

剰余金の配当等
特定証券投資信託(外貨建以外)[5%]
特定証券投資信託(外貨建)[2.5%]
配当控除対象外の配当等[0%]

Enter 確定
ESC キャンセル

4. その他の収入の入力方法（一時、雑（その他）など）

入力用帳票や決算書・収支内訳書、その他の計算明細書で入力されるもの以外の所得データ（一時所得など）は、以下の2つの方法で入力することができます。

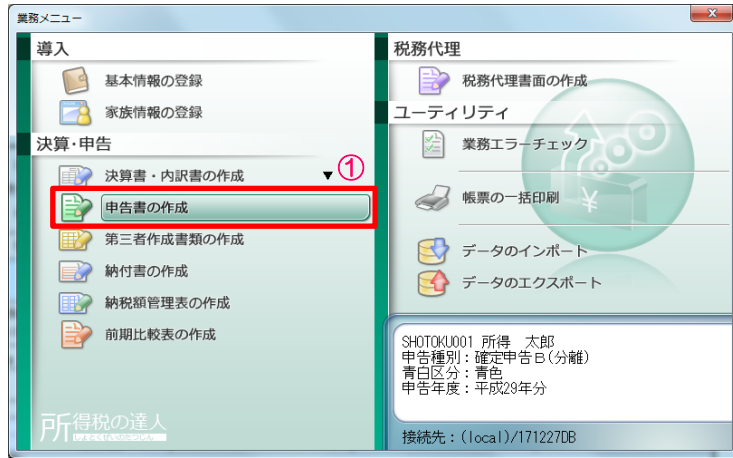
- ・ 申告書第一表、第三表への直接入力
- ・ 「所得の内訳書」での入力

今回は、入力用帳票や計算明細書の所得データも纏めて取り込める、所得の内訳書を利用した入力方法をご説明します。

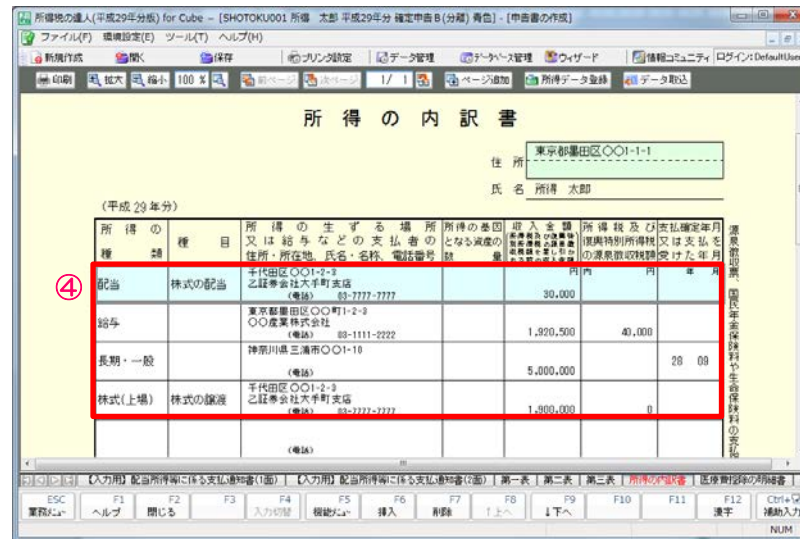
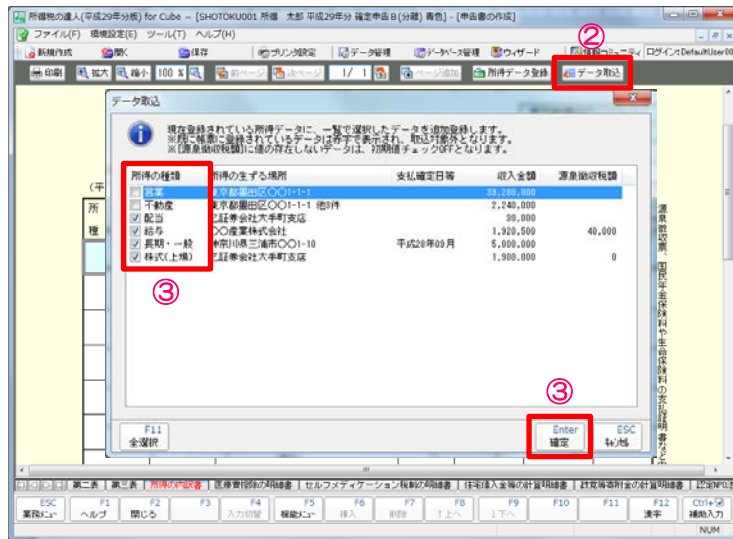
4. その他の収入の入力方法（一時、雑（その他）など）

1. 「所得の内訳書」への所得データの反映

- ・入力用帳票や計算明細書などで入力した所得データの反映



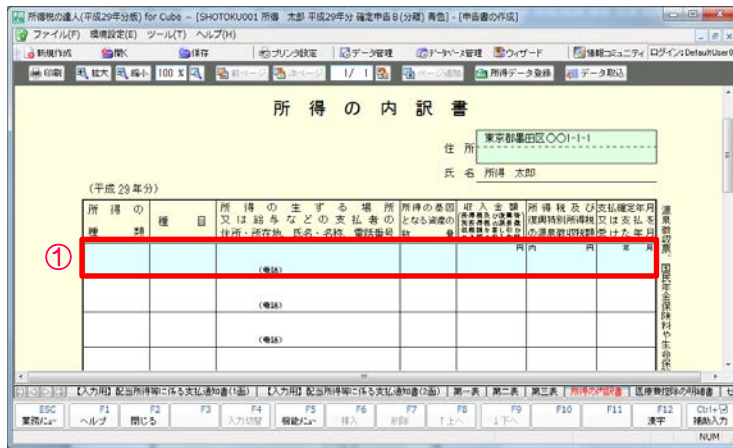
- ①「申告書の作成」を選択
- ②「所得の内訳書」画面の「データ取込」をクリック
- ③「データ取込」画面が表示されるので、所得の内訳書に取り込みたい所得の種類を選択し「確定」をクリック
※源泉徴収税額に金額が入っている所得データには、予めチェックが入っています。
- ④所得の内訳書に選択した所得データが取り込まれます。



4. その他の収入の入力方法（一時、雑（その他）など）

1. 「所得の内訳書」への所得データの反映

- ・一時所得、雑所得（その他）などのデータ入力

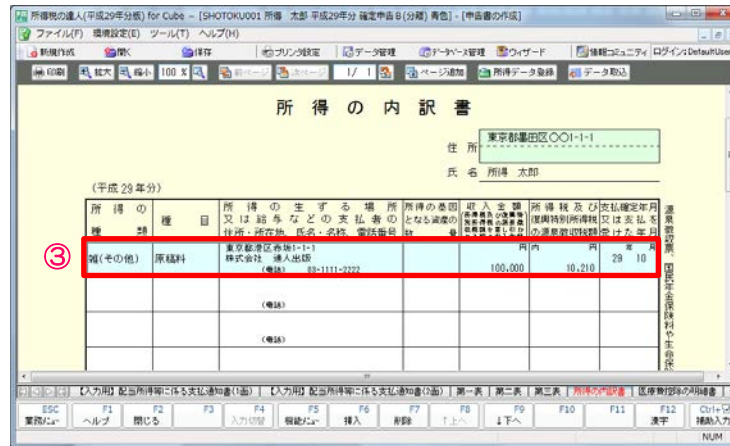
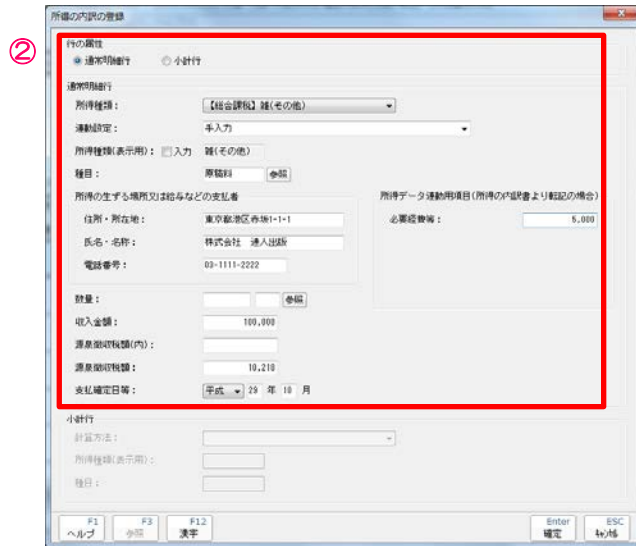


① 所得データを入力したい枠をダブルクリックで選択

② 「所得の内訳の登録」画面が表示されるので、必要なデータを入力し「確定」をクリック

③ 所得の内訳書に所得データが取り込まれます。

※必要経費が入力できるようになりました。

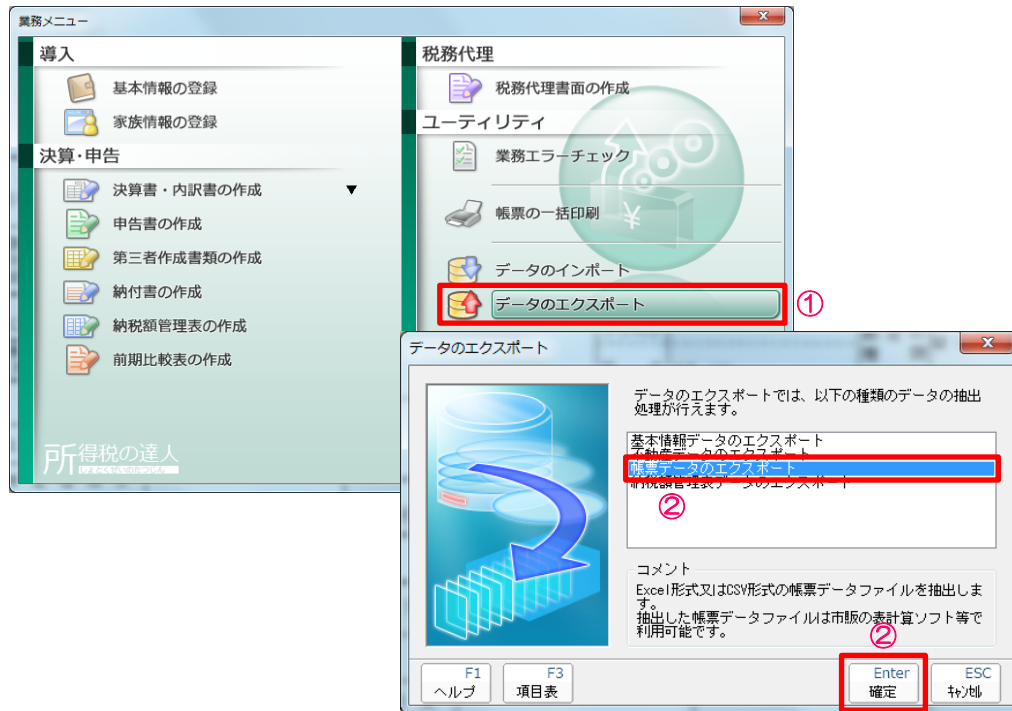


5. インポート・エクスポート機能

基本情報と帳票上の入力項目を、Excel形式 及び CSV形式でインポート/エクスポートできます。

対象となる帳票・項目などの詳細は「データのインポート/エクスポート」画面に追加された「F3/項目表」でご確認ください。

1. 帳票データのエクスポート（例：医療費に係る領収書等）



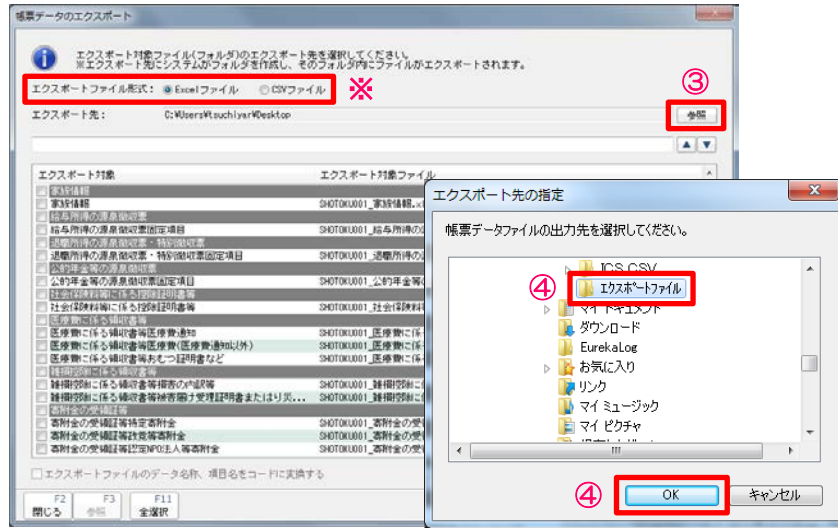
今回は「医療費に係る領収書等」を例にとります。

- ①「データのエクスポート」を選択
- ②データのエクスポート画面から「帳票データのエクスポート」を選択し、「確定」クリック

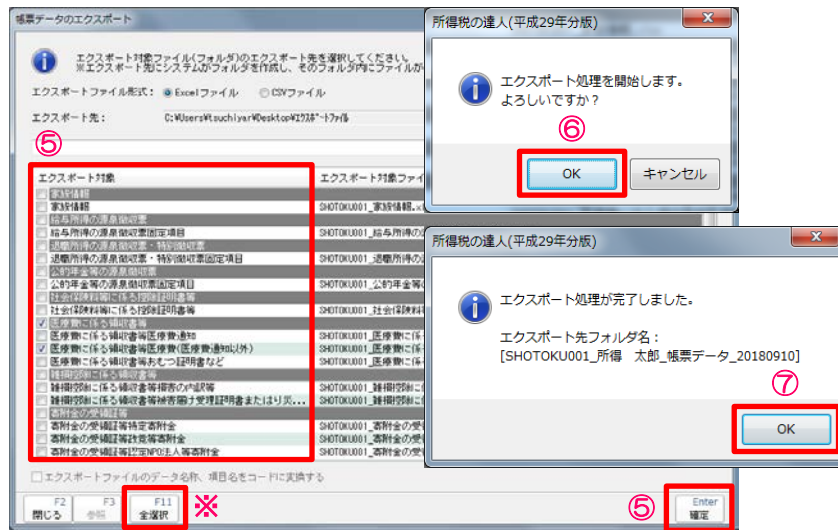
※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Editionで利用可能です。

5. インポート・エクスポート機能

1. 帳票データのエクスポート（例：医療費に係る領収書等）



- ③ 「参照」を選択
 - ④ データをエクスポートするフォルダを指定し、「OK」をクリック
- ※ファイル形式は「Excel」または「CSV」を選択できます。



- ⑤ エクスポート対象（今回は「医療費に係る領収書等医療費」）にチェックを入れ、「確定」をクリック
- ※「全選択」をクリックすると、全てのエクスポート対象帳票にチェックが入り、フォルダに纏めて出力されます。
- ⑥ 「OK」をクリック
 - ⑦ 「OK」をクリック
- ファイルがエクスポートされます。

5. インポート・エクスポート機能

1. 帳票データのエクスポート（例：医療費に係る領収書等）

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_診察_該当区分	医療費の区分_介護保険サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品輸入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				15,000	2,000

※多くの明細を纏めて追加したい場合の手順
エクスポートしたファイルを開きます。

⑧複写元を選択

⑨複写先にデータを貼り付けて、金額等を修正

⑩上書き保存

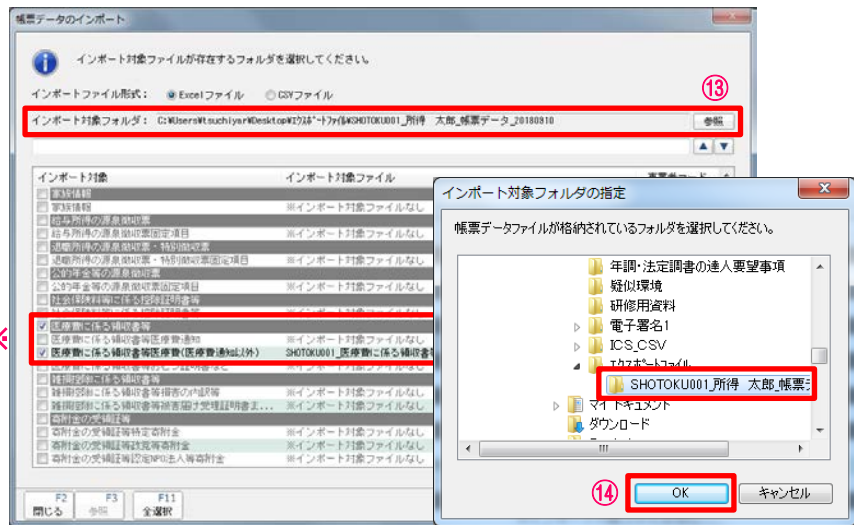
医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_診察_該当区分	医療費の区分_介護保険サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品輸入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				15,000	2,000
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				5,000	2,000
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				20,000	2,000
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				10,000	2,000
渡人 太郎	渡立〇〇病院		該当				10,000	2,000

5. インポート・エクスポート機能

2. 帳票データのインポート（例：医療費に係る領収書等）



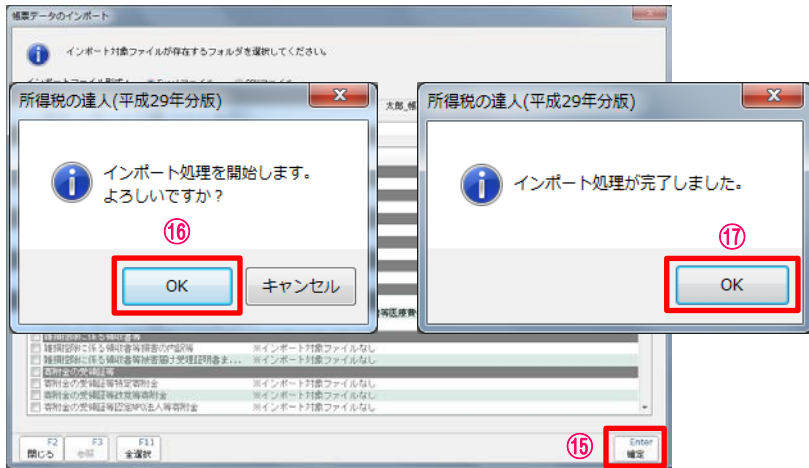
- ① 「データのインポート」を選択
- ②データのインポート画面から「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック



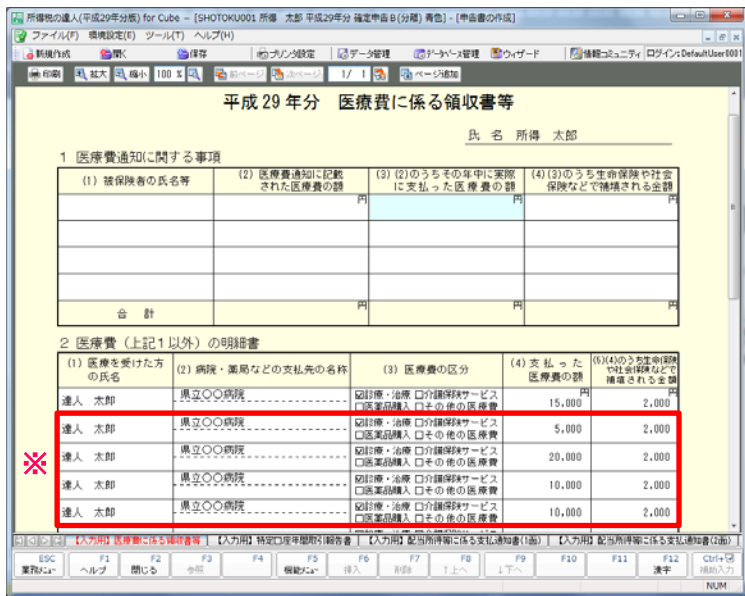
- ③ 「参照」を選択
- ④データをインポートするフォルダを指定し、「OK」をクリック
※インポート対象にチェックが入り、インポート対象ファイル欄に指定したファイルが表示されていることを確認

5. インポート・エクスポート機能

2. 帳票データのインポート (例: 医療費に係る領収書等)



- ⑮ 「確定」をクリック
 - ⑯ 「OK」をクリック
 - ⑰ 「OK」をクリック
- ※インポートしたデータが取り込まれます。



「電子申告の達人」機能改善

1. 「電子申告の達人」機能改善

【機能改善内容】

1. イメージ添付書類データの同時送信方式への対応（国税）

イメージ添付書類データの送信方法について、同時送信方式に対応

作成したイメージ添付書類データを、親データとなる電子申告等データに紐付けて親データと同時に送信できます。

2. イメージ添付ファイルの容量制限の拡張（国税）

イメージ添付ファイルの1ファイルあたりの容量制限チェックの値を、従来の1.0MBから1.5MBに拡張

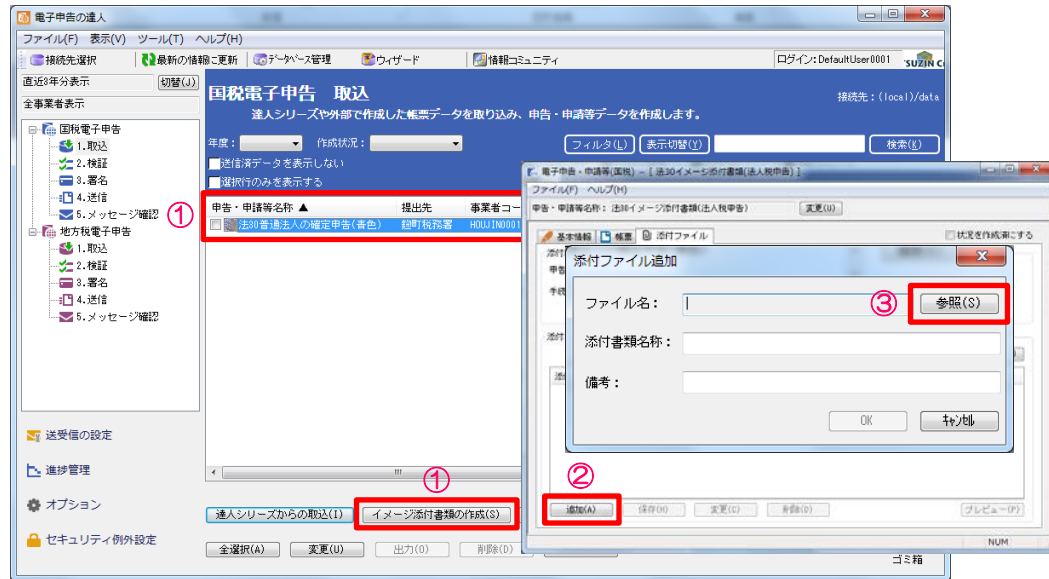
3. 対応抽出条件の追加（進捗管理）

申告・申請データの抽出条件に〔対象月（決算月）〕を追加

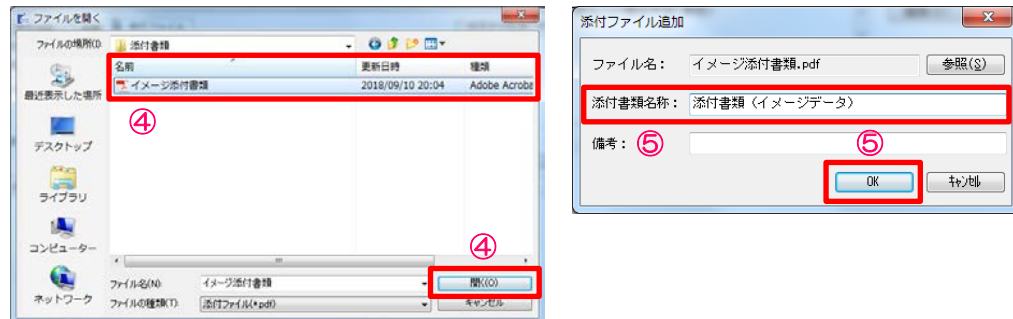
※〔対象月（決算月）〕を指定した抽出ができるのは29年度（年分）以降の申告データになります。

1. 「電子申告の達人」機能改善

1. イメージ添付書類データの作成（同時送信方式）



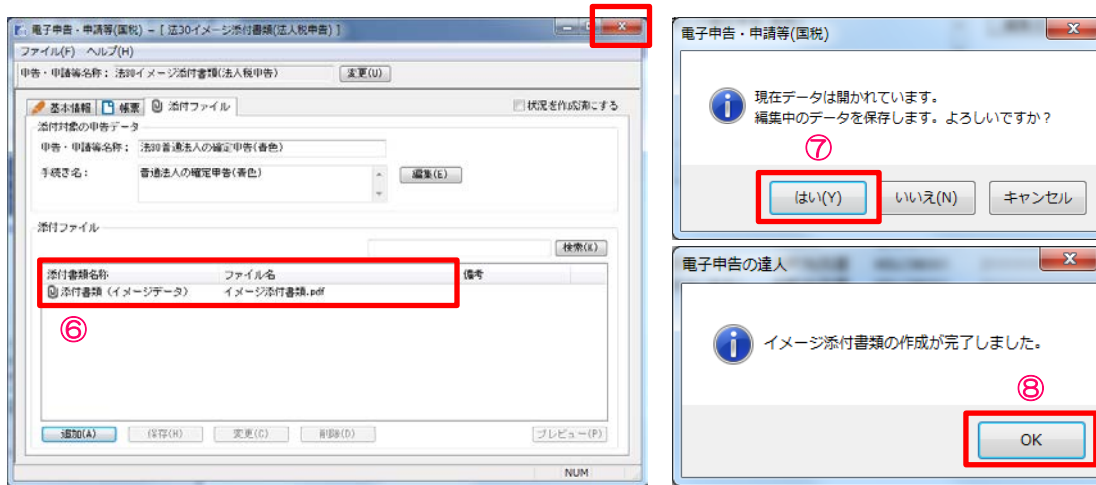
- ①法人税の達人から取り込んだデータを選択し、「イメージ添付書類の作成」をクリック
- ②「追加」をクリック
- ③「参照」をクリック



- ④添付するイメージ添付書類を選択し、「開く」をクリック
- ⑤「添付書類名称」を入力し、「OK」をクリック

1. 「電子申告の達人」機能改善

1. イメージ添付書類データの作成（同時送信方式）

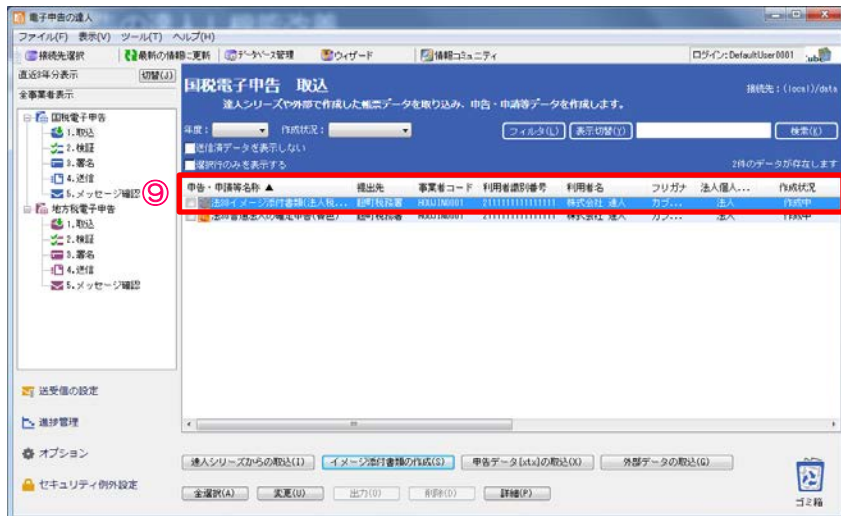


⑥ 添付ファイルに添付書類が取り込まれていることを確認し、「X」をクリック

⑦ 「はい」をクリック

⑧ 「OK」をクリック

⑨ イメージ添付書類データが取り込まれます。



「電子申告」に関する
今後予定されている変更等の内容と業務への影響

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

1. 利便性向上の実施内容一覧

開始時期	実施内容
平成30年4月以後の申請等（実施済）	イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化（全税目）
	法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能(法人が納税者となる全税目)
平成30年4月以後終了事業年度の申告（実施済）	土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】(※1)(法人税)
	法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】(※1)(法人税、地方法人税) (注) 外国法人については、引き続き、国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の記名押印が必要です(代表者の押印は不要です。)
平成31年1月以後の申告	e-Taxの送信容量の拡大(全税目)
	e-Tax受付時間の更なる拡大(全税目)
平成31年4月以後の申告	法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化 < 国税庁が標準フォームを提供>(法人税) (注)1 明細記載を要する部分の詳細は、「CSV形式による提出が認められる明細記載を要する部分がある法人税申告書別表等の一覧」をご確認ください。
	CSV形式作成イメージ(Excelを利用した場合)
	ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)の概要
	勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式) < 国税庁が標準フォームを提供>(法人税) (注)1 CSV形式作成イメージ(Excelを利用した場合) 2 ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)の概要

参考：「e-Tax」HPより

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

1. 利便性向上の実施内容一覧

開始時期	実施内容
平成31年4月以後の申告	法人番号の入力による法人名称等の自動反映（法人が納税者となる全税目）
平成31年4月以後の加入・離脱等	連結納税の承認申請関係書類の提出の一元化【書面も同様】（※1）（法人税）
平成31年4月以後終了事業年度の申告	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】（※1）（法人税） （注）1 記載内容が簡素化される部分の詳細は、「勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧」をご確認ください。 2 改正後の勘定科目内訳明細書（平成31年4月1日以後終了する事業年度分の申告から使用可能となります。）
平成32(2020)年3月以後の申告	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（法人税、地方法人税）
平成32(2020)年4月以後の申告	財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式) <国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供>（法人税） （注）1 勘定科目コードは平成31年度公開予定 2 CSV形式作成イメージ(Excelを利用した場合) 3 ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)の概要
	添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)（法人税、地方法人税）
	財務諸表の提出先の一元化 （財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提）（法人税）
平成32(2020)年4月以後終了事業年度の申告	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化 （連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提）（法人税）

参考：「e-Tax」HPより

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

以下の3つのトピックスについてご説明いたします。

1. e-Taxの送信容量の拡大(全税目)

2. 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

※記載内容が簡素化される「勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧」

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/kansokajiko_ichiran.pdf

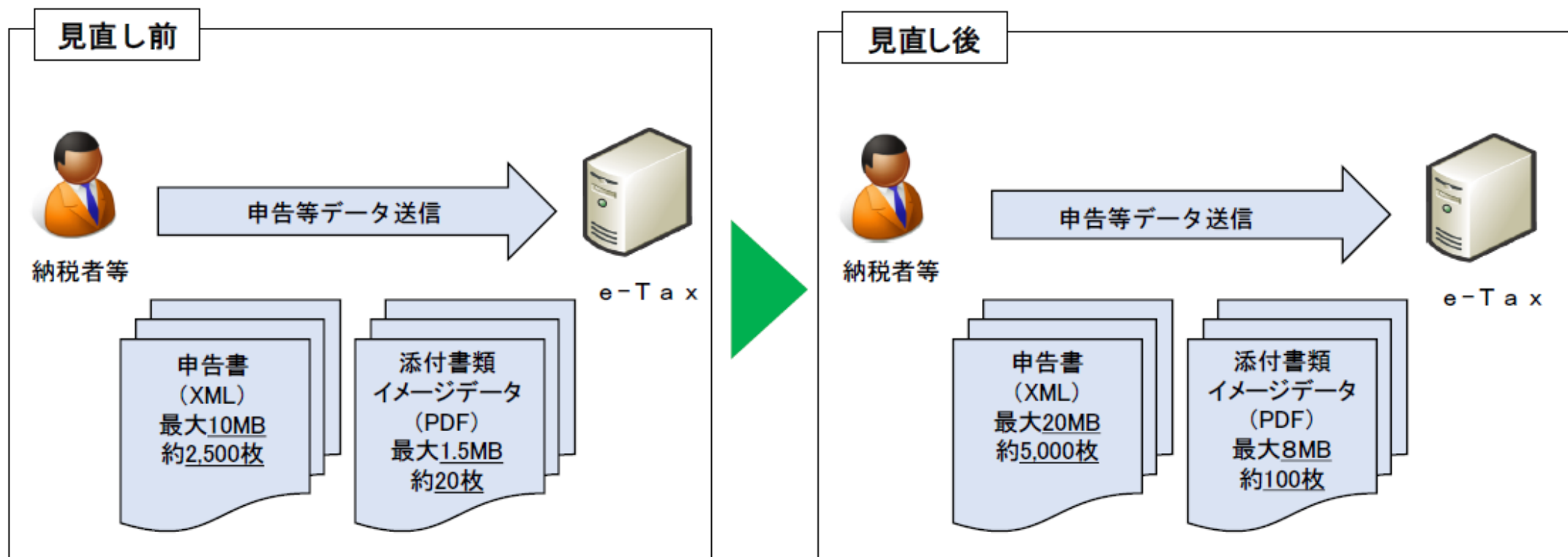
3. 財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

1. e-Taxの送信容量の拡大(全税目)

【概要】

送信1回当たり、申告書についてはXML形式で現状の2倍の20メガバイト（5,000枚程度）、添付書類についてはイメージデータ（PDF形式）で現状の約5倍の8メガバイト（100枚程度）の送信容量とする。



※ XML形式はA4版1枚当たり4キロバイトで、イメージデータ（PDF形式）はA4版1枚当たり75キロバイトで換算

参考：「e-Tax」HPより

1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

2. 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

【概要】

勘定科目内訳明細書について、①記載省略基準の柔軟化（件数基準の創設）、②記載単位の柔軟化などの見直しを行う。

見直し前

売掛金（未収入金）の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
			万円	

売掛金（未収入金）の内訳書では、記載要領において、

- ① 期末現在残高が50万円以上であれば、全て記載
- ② 相手先単位での記載（名称、所在地別）

等を定めている。

（他の勘定科目内訳明細書においても上記のように記載要領が定めている。）

見直し後

売掛金（未収入金）の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
			万円	

記載すべき相手先が100件超の場合、①又は②の記載方法によることも可能とする。

- ① 売掛金（未収入金）や買掛金（未払金・未払費用）など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、上位100件のみを記載する方法
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、支店・事業所別の合計金額を記載する方法

※ 上記の見直しのほか、次の事項について記載内容の簡素化を図る予定。

- ・ 貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄並びに借入金及び支払利子の内訳書の「借入理由」欄等を削除する。
- ・ 雑益、雑損失等の内訳書における固定資産売却損益に係る記載を不要とする。
- ・ 仮払金(前渡金)の内訳書、仮受金(前受金・預り金)の内訳書の「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し、自由記載とする。

参考：「e-Tax」HPより

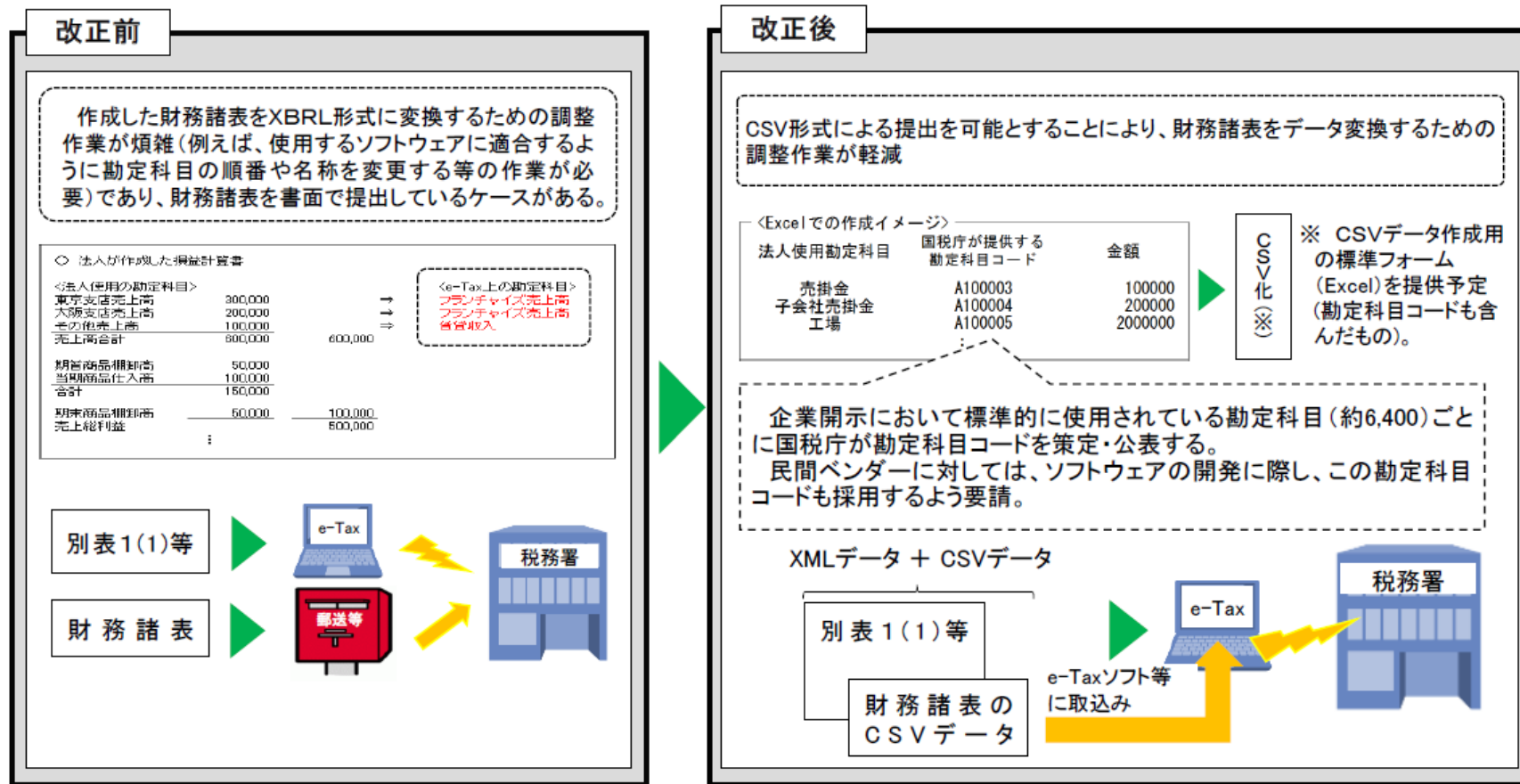
1. 電子申告義務化に伴う利便性の向上

3. 財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

【概要】

財務諸表について現状のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供）。

※ 「財務諸表の提出先の一元化」と同時期に実施。



参考：「e-Tax」HPより

2. e-Tax利用の簡便化

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用をより便利にするためのシステム改修を進めており、平成31年1月から以下の2つの方式が利用できる予定です。

1. マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになります。

- ・ e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワードの通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、マイナンバーカード方式では、そのような手間がなくなります。
- ・ 今後e-Taxを利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続の簡便化に向けた取組を進めています。

2. e-Tax利用の簡便化

2. ID・パスワード方式

マイナンバーカード及びICカードリーダーライターをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された e-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。（注1）

- ・お近くの税務署で職員と対面で本人確認を行いますので、本人確認ができる書類（運転免許証など）をお持ちの上ご来署ください。（注2）

なお、平成30年1月以降、確定申告会場などで「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既にID・パスワード方式に対応したIDをお持ちですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

- ・平成31年1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴等）の閲覧には、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書での認証が必要となります（注2）

（注1）マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応として行います。

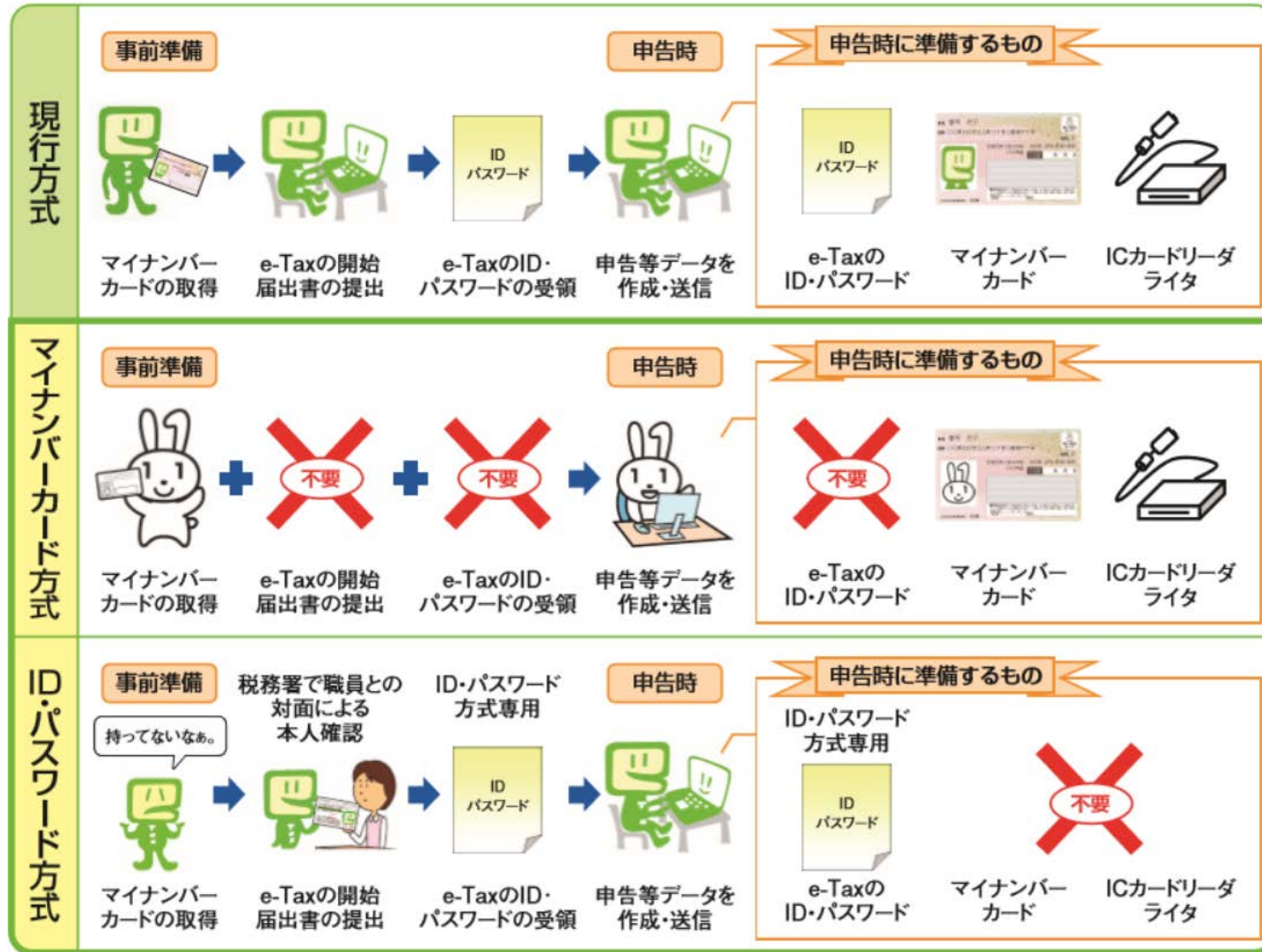
また、ID・パスワード方式は確定申告書等作成コーナーでのみ使用できます。

（注2）なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

参考：「e-Tax」HPより

2. e-Tax利用の簡便化

平成31年1月以降のe-TAX利用イメージ



参考：「e-Tax」HPより

3. セキュリティ強化

1. メッセージボックスのセキュリティ強化

個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になります。

参考：「e-Tax」HPより

3. セキュリティ強化

「申告のお知らせ」の転送設定

税理士等に申告書の作成等を依頼し、税理士等が代理送信する場合においても、納税者が本人のメッセージボックスを閲覧するためには、原則として、電子証明書が必要になります。

しかし、電子証明書を保有していない個人納税者が税理士等に代理送信を依頼した場合、「所得税等、消費税及び贈与税の申告について」（以下「申告のお知らせ」といいます。）が閲覧できず、予定納税額等を確認できないことから、申告義務の履行に支障が出る場合があると考えられます。

そこで、平成31年1月以降、e-Taxの新たな機能として、納税者が本人のメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を、納税者が指定する税理士のメッセージボックスに転送することを設定（以下「転送設定」といいます。）できる機能を実装いたします。

転送設定は、まず納税者が自身のe-TaxのID・パスワードを使ってe-Taxにログインし、転送先に指定したい税理士等のe-TaxのID等を入力していただいた上で、税理士等は自身のe-TaxのID・パスワードでe-Taxにログインし、それを承認することで設定できます。

※達人シリーズでは、電子申告の達人の利用者一覧データを利用して、納税者が行うべき転送設定をシステム側で行えるようにします。（詳細につきましては、今後の情報のご提供をお待ちください。）

参考：「e-Tax」HPより

【補足】政府が進めるIT化

平成13年 IT戦略本部の設置 及び「e-Japan戦略」の策定

平成25年 「世界最先端IT 国家創造宣言」の策定
「世界最高水準のIT利活用社会の実現」を目指す
※「官」主導

平成29年 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定
「全ての国民がIT・データ利活用の便益を享受するとともに、真に豊かさを実感できる社会の実現」を目指す
※「官」主導

平成30年 「デジタル・ガバメント実行計画」の策定
政府の取組を地方や民間まで広めるデジタル・ガバメントの実現に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革の実現を目指し、取組の更なる拡充・横展開に着手
※「官」→「民」への横展開

- 政府の成功事例の一つが「e-Tax」 → さらなる推進が予想される
- 政府が主導するIT(電子)化の波は民間へ



NTT DATA

Trusted Global Innovator